

徳島県社会教育委員設置条例の全部改正について

教育委員会生涯学習政策課

1 徳島県社会教育委員について

社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条第1項の規定により、都道府県に社会教育委員（教育委員会の附属機関）を置くことができる。そこで、本県では、徳島県社会教育委員設置条例を制定し、徳島県社会教育委員（以下「委員」という。）を置いている。

委員は、社会教育に関し教育長を経て教育委員会に助言するため、定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じて、社会教育の推進及び生涯学習の振興に係る意見を述べること等を職務としている。具体的には、任期の2年ごとに提言を取りまとめて教育長に提出している。

(1) 委員構成

委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱するものであり、現在は、

- ①学校教育関係者（3名）：公立小・中・高等学校校長
- ②社会教育関係者（5名）：読み聞かせ団体代表、県公民館連絡協議会会長等
- ③家庭教育関係者（2名）：県婦人団体連合会副会長、県高等学校PTA連合会副会長
- ④学識経験者（3名）：鳴門教育大学大学院教授、NHK徳島放送局放送部長等
に公募委員2名を加えた構成である。

(2) 委員定数

15人

(3) 委員任期

2年

ただし、資格の変更又は欠員補充によって委嘱した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 条例改正の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るために関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）により社会教育法の一部が改正され、委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参考して条例で定めることとされたため、これを条例で定める必要がある。

----- 改正後の基準省令 (H26.4.1 施行) -----

社会教育委員及び公民館運営審議会の委員の委嘱の基準を条例で定めるに当たって参考すべき基準を定める省令（平成23年文部科学省令第42号）

（社会教育委員の委嘱の基準を条例で定めるに当たって参考すべき基準）

第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）第18条の文部科学省令で定める基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱することとする。

3 条例改正の概要

- (1) 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱することとした。
- (2) 規定の整備合理化を図るため、徳島県社会教育委員設置条例の全部を改正することとした。

4 施行期日

平成26年4月1日

条例等立案表

題名 徳島県社会教育委員設置条例	課(室)名 生涯学習政策課
	担当者名 豊田聖司
	電話番号 三一四六
提案理由 <p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により社会教育法の一部が改正されたことに伴い、徳島県社会教育委員の委嘱の基準を条例で定めるとともに、規定の整備合理化を図るため、徳島県社会教育委員設置条例の全部を改正する必要がある。</p>	
あらまし <ul style="list-style-type: none">一 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により社会教育法の一部が改正されたことに伴い、徳島県社会教育委員の委嘱の基準を条例で定めることとした。二 規定の整備合理化を図るため、徳島県社会教育委員設置条例の全部を改正することとした。三 この条例は、平成二十六年四月一日から施行することとした。	
予算上の措置	
関係法規 <p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十五年法律第四十四号） 公民館運営審議会の委員の委嘱の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準を定める省令の一部を改正する省令（平成二十五年文部科学省令第二十五号）</p>	考備
法規審議委員会 要否	

改 正 案	現 行
<p>(改正)</p> <p>第二条 社会教育委員（昭和二十四年法律第115号）第十五条规定に規定する徳島県教育委員会（以下「教育委員会」といふ。）の職員及び徳島県社会教育委員（以下「委員」といふ。）を置く。</p>	<p>第二条 社会教育法第十八条の規定により徳島県教育委員（以下「委員」といふ。）を置く。</p>
<p>(委員の任命の基準)</p> <p>第三条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に貢献した人物を除く外、社会経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(委員の定数及び任期)</p> <p>第四条 委員の定数は、十五人とする。</p>	<p>第四条 委員の定数は十五人とする。</p>
<p>2) 委員の任期は、一年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>	<p>第四条 委員の任期は一年とする。但し候補の候補又は欠員補充によって委嘱した委員の任期は前任者の残任期間とする。</p>
<p>3) 委員は、再出されないものとする。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(退職)</p>	<p>第五条 県教育委員会が特別の事情があると認めたときは、委員の任期中止されると解釈する。</p>
<p>(解任)</p> <p>第六条 ①の条件に該当する者が、委員を取つた職務上の事項は、教育委員会が決定する。</p>	<p>第五条 ①の条件に該当する者の他の必要な事項は県教育委員会で定める。</p>

徳島県社会教育委員設置条例

徳島県社会教育委員設置条例（昭和二十四年徳島県条例第三十二号）の全部を改正する。

（設置）

第一条 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第十五条第一項の規定に基づき、徳島県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の附属機関として、徳島県社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。

（委員の委嘱の基準）

第二条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。

（委員の定数及び任期）

第三条 委員の定数は、十五人とする。

2 委員の任期は、一年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

（委任）

第四条 この条例に定めるもののほか、委員に関する必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により社会教育法の一部が改正されたことに伴い、徳島県社会教育委員の委嘱の基準を条例で定めることとともに、規定の整備合理化を図るため、徳島県社会教育委員設置条例の全部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

○社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）（抄）（十四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（社会教育委員の設置）

第十五条 都道府県及び市町村に教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

（社会教育委員の構成）

第十五条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、学校教育関係者及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。

（社会教育委員の委嘱の基準等）

第十八条 社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に關し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。この場合において、委員の委嘱については、文部科学省令で定める基準を參照するものとする。

（社会教育委員の定数等）

第十八条 社会教育委員の定数、任期その他必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。

